

法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

〔第 1 問〕 次の【事例】を読んで、【設問 1】から【設問 3】に答えなさい。（配点 30 点）

【事例】

1. P 株式会社は、金属加工を業としており、監査役会を設置している。P 社は種類株式発行会社ではなく、P 社の株式は東京証券取引所に上場されている（株式を上場する場合、株式の譲渡について会社の承認を要する旨の定款の定めを置くことはできない。）。

2. P 社の創業メンバーの 1 人で、P 社株を約 9 万株（発行済株式総数の約 5%）保有する大株主でもある S から、P 社に対して、自身の相続税対策のため保有する P 社株 3 万株を売却したいので、買い取ってくれる相手を探してほしいとの依頼があった。

3. この依頼を受けた P 社の代表取締役である A は、コンサルタントに意見を求めたところ、S が持株を市場で一度に売却すると P 社の株価が大幅に下落するおそれがある。かといって、S の持株を買い取り、それを安定的に保有し続けてくれる者を探すことは容易ではない。これらのことからすると、S の依頼に応える方法としては、P 社が S の持株の買い手となることが最善と考えられると回答した。

4. A はコンサルタントの回答を踏まえ、P 社が S の持株を買い取るために必要となる手続きについて弁護士 L に相談した。以下は、A と L のやり取りである。

L：「S の持株を P 社が買い取るには、株主総会を開いて承認決議をとる必要があります。」

A：「株主総会で承認が得られれば確実に S から 3 万株買い取ることができるのか？」

L：「株主間の公平を確保するためのルールがあるため、S だけを相手として株式の買取りを行なうことができなくなるおそれがあります。」

A：「それは困るな。なんとかならんのか？」

L：「一定の条件をみたせば S だけを相手として買取りを行なうことが可能になります。もっとも株主総会決議が必要なことに変わりはありませんが。」

【設問 1】 下線部①の株主総会決議に関するルールには、他の株主総会決議に関するルールと異なる点がある。それはどのようなものか、答えなさい。

【設問 2】 下線部②の「株主間の公平を確保するためのルール」とは具体的にどの条文のことだと考えられるか。〇〇条△△項□□号という形で（項・号は必要があれば）答えなさい（複数ある場合はすべて答えなさい。）。

【設問 3】 下線部③について、「一定の条件」とは具体的にどのようなものか、答えなさい。

【第2問】 次の【設問1】および【設問2】に答えなさい。(配点20点)

【設問1】 会社法309条5項本文は、取締役会設置会社の株主総会では、同法298条1項2号に掲げる事項以外の事項については決議をすることができないとしている。このことにはどのような意味があるか、5行以内で説明しなさい。

【設問2】 会社法433条2項3号に該当する場合、会社は同条1項の請求を拒絶することができる。とされているのはなぜか、5行以内で説明しなさい。